

国・県の制度について【参考資料】

制 度		説 明
国	次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などに取り組むにあたって、①計画期間、②目標、③目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定	女性活躍推進法に基づき、企業が女性従業員の職業生活における活躍推進に取り組むにあたって、①計画期間、②数値目標、③取組内容及びその実施時期を定めるもの。従業員301人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	ユースエール認定企業	 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度。
	えるぼし認定企業	 「女性活躍推進法」に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「女性活躍推進企業」として、厚生労働大臣が認定する制度。
	くるみん認定企業	 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度。
県	やまぐち子育て応援企業	 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の取組を宣言する企業を応援する届出制度。 (所管：労働政策課)
	やまぐちイクメン応援企業	 やまぐち子育て応援企業のうち、男性従業員の育児参加等の取組推進を宣言する事業者を応援する届出制度。 (所管：労働政策課)
	やまぐち男女共同参画推進事業者	 男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいる事業者を認証する制度。 (所管：男女共同参画課)
	やまぐち女性の活躍推進事業者	 やまぐち男女共同参画推進事業者のうち、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の取組を宣言する事業者を応援する届出制度。 (所管：男女共同参画課)

※働き方改革に関する新たな企業認定制度の創設(平成29年度)